

入札保証金等についてお願い

入札にあたっては

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 入札保証金（現金又は金融機関が振り出した保証小切手）を納付する。2 入札保証保険を締結し、その証書を提出する。3 別紙「履行証明書」を提出する。 |
|--|

以上3通りのうちのいずれかが必要となります。

入札参加申請の際、事前にいずれかの方法によるかを確認しているところですが、変更される場合は、なるべく入札日前日までにご連絡していただきますようお願いいたします。

なお、提出について1、2は入札日当日で承りますが、3については提出期限を設けていますのでご留意下さい。

以下、各手段における注意事項を記します。

1 入札保証金を現金又は金融機関が振り出した保証小切手で納付する場合

- ・当日作成する書類（保証金等納付書）には入札者の記名押印又は署名が必要となります。なお、入札保証金の納付に係る委任状を提出された場合は、委任を受けた者の住所・氏名の記名押印又は署名で構いません。
- ・入札保証金の額については、見積金額（ $\text{入札書記載金額} \times 110 / 100$ ）の100分の5以上を必要とします。
- ・小切手で入札保証金を納付する場合は、振出人・支払人とも同一金融機関の支店長名で振り出された小切手（振出日から10日以内）を提出して下さい。
- ・保証金の払い戻しには200円の収入印紙の貼付が必要となりますので、ご用意ください。
- ・当該入札の落札者の入札保証金は、契約締結時に契約保証金（請負金額の100分の10以上）を納付するまで、返還できませんのでご注意ください。

2 「入札保証保険」の証書を提出する場合

- ・入札保証保険金額については、見積金額（ $\text{入札書記載金額} \times 110 / 100$ ）の100分の5以上を必要とします。
- ・証書は原本を提出して下さい。
- ・入札日から令和7年7月2日までを保険期間として下さい。

3 「履行証明書」を提出する場合

- ・別添「履行証明書」を令和7年6月17日（火）までにご提出下さい。
（記載内容の確認に時間を要しますので、当日では受け付けません。）
- ・履行証明は「過去2年間に、県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）と種類及び規模をほぼ同じくする契約について、2件以上」必要ですが、その具体的な考え方は、次のとおりです。

○「過去2年間」とは、履行完了の日が入札日（令和7年6月23日（月））の2年前の応当日までは「過去2年間」の履行実績とすることができます。

※ 契約保証金の場合、契約日（落札通知から原則として7日以内（県の休日を除く。））の2年前の応当日までの過去2年間に履行が完了しているものが対象です。

- 「規模をほぼ同じくする契約」とは、見積金額（ $\frac{\text{入札書記載金額} \times 110}{100}$ ）のうち、金額の2割に相当する金額より高い金額の契約のことで。
- 「種類をほぼ同じくする契約」とは、県の競争入札参加資格者名簿の業種品目区分表である「13-04 調査統計」又は「13-11 その他」とし、データ分析及び資料作成業務に類する契約のことで。

※ 落札後の契約保証金も入札保証金の場合と同様ですが、金額が変わります。

入札保証金を納付された方が落札された場合、入札保証金をそのまま契約保証金の一部に充当することも可能です。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	5%以上	10%以上
② 保証保険	5%以上	10%以上
③ 履行証明	20%超	20%超